

パイロット審査について

経済産業省が今年 3 月に開催した情報セキュリティサービス基準審査登録制度（以下、本制度）の説明会において、当協会からパイロット審査について説明をし、ご理解を得たところです。パイロット審査は、本制度を早急にかつ円滑に立ち上げるために、審査運用における体制やプロセスを検証する目的で実施したものです。

説明会で申し上げたとおり、試行であることからパイロット審査の対象数は限定しています。対象の選定については、短期間で申請の準備をしていただくため、本制度に関する理解があること、またご負担の程度が不明であることをご了解いただけることを条件といたしました。このため、本制度開発にご協力を頂いた事業者の方々や熱心にご協力を申し出て頂いた事業者の方々をお願いをし、申請をして頂きました。

パイロット審査ではありますが、審査は正式なプロセスを経ており、審査結果については正式のものです。このため、その結果をサービス台帳に記載し公開しています。

本制度の立ち上げを早急にすべきであるとの強いご期待に応える措置であり、皆様のご理解を賜りたく、お願いいたします。

なお、7月より正式に開始しました審査登録申請につきましては、9月下旬から順次サービス台帳に記載し、公開する予定です。

特定非営利活動法人 日本セキュリティ監査協会
情報セキュリティサービス基準審査登録委員会事務局長
永宮直史